

監査の概要

送付日	令和6年12月24日	整理番号	0601-0602
1 監査種別	定期監査（令和6年度）		
2 監査の対象期間	令和6年 4月 1日～令和6年 7月31日		
3 監査の実施期間	令和6年8月27日～令和6年 12月12日		
4 監査結果報告日	令和6年 12月24日		
5 改善通知受理日	令和 7 年 6 月 30 日		
6 監査対象団体・部局	会計課		

監査結果に伴う改善要望事項と改善措置状況

1 新財務会計システムについて

A 改善要望事項

(1) 旧財務会計システムから新財務会計システムへの移行について

平成 26 年 4 月 1 日から全庁で稼働している財務会計システムは、システム導入から 10 年経過し、業務効率化、ペーパーレス化促進の観点からも見直しが必要となったことから、令和 7 年 4 月 1 日から新財務会計システムを導入することとした。

新財務会計システムで追加される機能は、主に電子決裁と備品管理である。電子決裁により、これまで会計事務担当者が発行した支出命令書を会計課窓口まで提出する作業が不要となり、支出命令書の紛失、提出漏れの防止ができる。また、備品管理では、支出命令書の作成と同時に備品登録できるようになり、入力間違いや、作業時間を削減できるとしている。

このシステムへの移行においては、新旧システムの並行稼働を行わないとしているが、システム入れ替え、データ移行の際には、不具合が生じないように、細心の注意を払われたい。移行完了後は、移行後のデータが新システムで支障なく稼働し、出納整理期間に前年度のデータが利用できるよう、システム開発段階で不具合を発見し、新システム運営事業者に対し適宜改善の指示を行われたい。

(2) 新財務会計システムの開発委託契約について

新財務会計システムの導入のため、令和 5 年度に川西市財務会計システム再構築に関する公募型プロポーザルを実施し、川西市財務会計システム再構築に関するプロポーザル評価委員会による審査結果、審査講評を受け、6 年 3 月 28 日付でジャパンシステム株式会社をシステム開発事業者に決定した。

しかし、市は、リース会社は未定ということを理由として、システム開発業者と契約や覚書の締結は行わず、システム開発業者にシステムの開発を着手させた。

ジャパンシステム株式会社は、現在の財務会計システム開発事業者と同一であり、これまでの市との信頼関係から、市がプロポーザル時に作成した基本仕様書に基づき、システムの開発を行っているが、それは契約に基づかない業務提供であった。

本来、リース契約とシステム開発委託契約は別個の契約であるため、新財務会計システムの開発に関し、システム開発事業者と市との間でシステム開発に関する覚書や契約書を締結し、システム開発の安全性を担保されたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

(1) 旧財務会計システムから新財務会計システムへの移行について

データ移行の際には不具合が生じないよう、令和7年1月から新システムの試験運用を開始しデータ移行を行ったうえで、新旧システムそれぞれからデータを抽出し、不具合がないことを確認いたしました。

また、移行完了後におきましても、システム運営事業者と常時情報を共有し、些細な設定の調整をしながら現在まで支障なく稼働しております。

(2) 新財務会計システムの開発委託契約について

別添のとおり、システム開発の安全性を担保するためシステム開発事業者と覚書を締結いたしました。

2 支払準備金、基金の運用について

A 改善要望事項

本市の川西市新時代創造プラン（令和6年度～13年度）によれば、基金の総額は5年度の91億3,500万円が最高額となり、6年度から基金は下降し、13年度には78億3,500万円（5年度に比べ13億円減少）となる見込みとなっている。

本市の5年度末基金の現在高（6年3月31日現在）は、100億2,102万円であり、このプランの5年度の見込額と比較し、8億8,602万円の増となっているが、基金の減少が見込まれていることから、慎重な基金の運用が必要である。

市の貴重な財源である基金を確保、また維持をしていくため、川西市資金管理方針に基づき、基金の管理と公金の保護を適確に行うこと。また、基金の運用にあたっては、川西市資金管理基準に基づいた安全性を第一にした運用を今後も継続され、資金計画を元に支払準備金の現状と今後の見込みを的確に把握し、基金の安定した運用を図られたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

基金の管理と公金の保護、および基金の安定した運用につきましては、資金調達部門と資金運用部門の相互の連携が不可欠であると認識しております。令和7年度におきましては、基金の安定した運用を進めるため財政課と会計課の相互連携をより一層密にしているところです。

引き続き、川西市資金管理方針および川西市資金管理基準に基づき、適切に資金管理と運用を行ってまいります。

監査の概要

送付日	令和6年12月24日	整理番号	0603
1 監査種別	定期監査（令和6年度）		
2 監査の対象期間	令和6年 4月 1日～令和6年 7月31日		
3 監査の実施期間	令和6年8月27日～令和6年 12月12日		
4 監査結果報告日	令和6年 12月24日		
5 改善通知受理日	令和7年6月30日		
6 監査対象団体・部局	市議会事務局		

監査結果に伴う改善要望事項と改善措置状況

1 政務活動費について

A 改善要望事項

政務活動費は、市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、会派又は会派無所属議員に交付されている。市議会では政務活動費の運用指針として、政務活動費の執行に係る手引き（以下「手引き」という。）を作成し、手引きをもとに政務活動費を執行している。

条例第7条の2第1項では、各会派の経理責任者は政務活動費に係る収入及び支出の報告書に出納簿及び領収書又はこれに代わるものを添えて、議長に提出することが定められている。

今回、令和5年度の収支報告書及びその証拠書類を確認したところ、前回（平成29年度）定期監査実施時に見受けられた議員個人のクレジットカード等の利用によるポイント付与の指摘等については是正され、概ね適正に政務活動費が執行されていることが確認できた。

しかし、一部の証拠書類では領収書が不足しているものや、領収書の内訳が不明瞭であるものが見受けられた。領収書等の証拠書類は執行された政務活動費がどのような支出であるかを証明するものであり、政務活動費の使途の透明性を確保するために重要な証拠書類である。

事務局では、政務活動費の使途については事務局の承認事項ではなく、全ての支出について、市民に対する説明責任は会派及び会派に所属する議員並びに会派無所属議員が果たさなければならないとしているが、計数的な誤りの有無や政務活動費執行の根拠となる領収書等の網羅性の審査を事務局が適正に行うことで、市民に疑念が持たれることのないよう、更なる透明性を確保することが望まれる。

また、近年、全国的に政務活動費の執行に対する住民監査請求事例も多数見受けられることから、他の自治体の状況について調査するなど情報収集を行い、必要に応じて手引きの改正について議会に助言するなど、より適正な執行に努められたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

上記指摘を受けた後、速やかに各会派の幹事長及び会計担当者には、原則領収書の添付を徹底することを含め、周知及び改善要請を実施しました。

また、その後の第3・第4四半期の四半期収支状況報告書等の提出に係る審査を行った際にも、各会派及び会派無所属議員が提出する書類の中に、領収書及びその明細が不明瞭な支出があった場合は補足するよう助言を行い、これに足る資料提出が不可能なときは、その理由等を記載した上で条例第7条の2第1項に規定する出納簿及び領収書に代わるものの添付を徹底しました。

《様式2-1》

定期監査（市議会事務局）に伴う改善要望事項

「政務活動費の手引き」の見直しについては、他の自治体の運用方法や判例等に関する調査に時間を要しており、現時点では改正に向けた検討にはしていないものの、今年度中に事務局における調査を完了し、改正の可否を含めて、議会内で検討に入るよう助言することとしています。

監査の概要

送付日	令和6年12月24日	整理番号	0604-0605
1 監査種別	定期監査（令和6年度）		
2 監査の対象期間	令和6年 4月 1日～令和6年 7月31日		
3 監査の実施期間	令和6年8月27日～令和6年 12月12日		
4 監査結果報告日	令和6年 12月24日		
5 改善通知受理日	令和7年6月30日		
6 監査対象団体・部局	選挙管理委員会事務局		

監査結果に伴う改善要望事項と改善措置状況

1 IT等を活用した選挙事務（準備事務及び投開票事務）への取組について

A 改善要望事項

選挙事務（準備事務及び投開票事務）においてIT等を活用した事例として、現在、当市では期日前投票所においてバーコード処理により名簿照合を行っているほか、令和6年度からは投票所（有権者数の少ない一部投票所を除く。）に投票用紙自動交付機を設置し、投票用紙の二重交付のリスクの低減や選挙事務従事者の負担軽減を図っている。投票状況集計（投票者数速報）においても、従来、各投票所からの電話連絡によって集計していたものを電子申請システムを活用し、効率化、迅速化に取り組んでいる。また、開票事務においては、読取分類機、計数機を円滑な開票事務の遂行のために活用している。

バーコード処理による名簿照合は、基幹システムに係るLAN整備が行われている施設のみでしか行えないため、投票日においては、すべての投票所で選挙事務従事者が選挙人名簿抄本を繰り、投票所入場整理券と照合しているのが現状であり、手作業が要因で生じるミスのリスクが懸念される。そのため、事務局では、投票日におけるバーコード処理による名簿照合の実施を検討したが、セキュリティ対策の面や費用面などから導入は見送られてきた。しかしながら、近隣自治体や全国的な事例を調査すると、バーコード処理による名簿照合を行っている事例は少なからず確認できる。

IT等を活用することにより、事務の効率化や選挙事務従事者の負担軽減、選挙事務の誤りを防止することができる。これらのIT化、機械化は財政負担を伴うが、逆にIT化、機械化により選挙事務従事者の負担軽減、効率化、人件費削減のメリットがある。事務局はIT化、機械化によるメリット、デメリットを勘案するとともに、先進自治体や事業者等から積極的かつ継続的に情報収集を行うほか、市当局と連携し、積極的にIT化、機械化を実現し、選挙事務における誤りの発生リスクの低減を図られるよう計画的に取り組まれない。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

選挙事務（準備事務及び投開票事務）におけるIT、機械化は、事務の効率化や選挙事務従事者の負担軽減に資するものであると認識しており、今後とも、先進自治体や事業者等から継続的に情報収集を行い、可能な範囲で、IT化等の推進を行います。特に、開票事務については、読取分類機等の機器の使用により、事務の迅速化及び事務従事者の負担軽減を顕著に行えるため、積極的に導入を行います。

一方で当日投票所におけるバーコード処理による名簿照合は、投票所におけるLAN整備や選挙人名簿という個人情報扱うセキュリティなどの課題が多くあり、早期の導入は困難ですが、市長部局とも連携しながら、課題の解決に努め、今後の導入に向けて、検討を進めます。

2 選挙事務における長時間労働の解消への取組について

A 改善要望事項

事務局では、職員配置が十分でない上、選挙の都度、応援職員で対応していることから、事務局における選挙事務のノウハウの蓄積が現状ではできておらず、課題であると認識している。そのため、熟練したOB職員が欠けた場合等を懸念し、今後、選挙時の職員体制のあり方について見直しが必要であると考えている。

選挙事務は、一定期間に大量の事務処理を行う必要がある。とりわけ、衆議院議員選挙のように当市が2選挙区に区割りされたうえ、十分な準備期間が設けられない状況においては、多くの人員の投入や事務の外部委託等が行われない限り、一時的に長時間の時間外勤務が発生するのはやむを得ないと考えられる。

しかしながら、働き方改革など、職員等の健康管理やワーク・ライフ・バランスが求められる昨今においては、長時間労働の縮減が求められており、時間外勤務の削減は喫緊の課題である。事務局では、令和6年度の選挙から期日前投票及びコールセンターの外部委託を行い、業務運営管理及び人材確保において非常に効果的であったため、引き続き先進自治体の事例研究や事業者からの提案等の情報収集を行っている。また、選挙事務のノウハウの蓄積が必要なことから、OB職員の支援を受けながらマニュアルを作成し、ノウハウの蓄積を図っている。

これらの方策を進めることにより、ノウハウを蓄積しつつ、時間外勤務の削減に向けて取り組まれない。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

改善要望事項に記載のとおり、選挙事務は、一定期間に大量の事務処理を行う必要があり、さらに、公示後の期日前投票期間は休日も含めて午前8時半から午後8時までの実施時間が公職選挙法において義務づけられているなど、選挙期間において一定の時間外勤務が発生するのは必定です。一方で、職員の健康管理やワーク・ライフ・バランスなどを考慮すれば、可能な範囲で時間外勤務を削減することは、不可欠であると認識しており、そのため、期日前投票期間においても、シフト制を導入し、交代で休暇を取るなどの対策を行っています。また、職員の時間外勤務の総量については、管理職で適宜、確認し、見える化した上で、適正な管理を行います。

また、選挙事務のノウハウの蓄積のためにマニュアルを作成するとともに、可能な業務については人材派遣を活用するなど、職員の負担軽減、時間外勤務の削減に向けた取組みを進めていきます。

熟練したOB職員がいなくなり、選挙事務における経験・知識の伝承が逡巡しているなか、選挙事務の適正な管理執行を行うには、組織の職員体制のあり方について改善していく必要があるため、現行の応援職員制度の内容も含めて、市長部局と調整しながら、検討を進めます。

監査の概要

送付日	令和6年12月24日	整理番号	0606-0607
1 監査種別	定期監査（令和6年度）		
2 監査の対象期間	令和6年 4月 1日～令和6年 7月31日		
3 監査の実施期間	令和6年8月27日～令和6年 12月12日		
4 監査結果報告日	令和6年 12月24日		
5 改善通知受理日	令和7年6月30日		
6 監査対象団体・部局	農業委員会事務局		

監査結果に伴う改善要望事項と改善措置状況

1 農地利用の最適化に向けた取組について

A 改善要望事項

令和5年度から農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定が法定化され、農業委員会では指針において遊休農地（＊）の解消面積、担い手の利用集積面積、新規参入者の促進等、農地等の利用の最適化の推進に関する数値目標を定めるとともに、目標達成に向けた具体的な推進方法を定めている。

遊休農地の発生防止・解消に向けて、農業委員会では農業委員が全ての農地の利用状況調査（農地パトロール）を行い、遊休農地の所有者に対し、戸別訪問や文書の送付により、農地利用の意向調査を行っている。

農業への新規参入については、農業委員が地域の農業者との相談等の関わりを通じて、農地の貸借希望がある場合は、農業委員会の農地バンクへの登録を案内するとともに、農地利用希望者とのマッチングを行っている。

一方、担い手への農地集積・集約化については、事務局への確認では、農地集積・集約化を担う認定農業者等が少なく、また集積できる農地が少ないため、当市では進んでいないとのことであった。

農地利用の最適化に向けた取組については、農業委員会のみで解決できる部分は限られており、市産業振興課の農業施策との相乗効果により課題解決を図ることが可能であるため、市産業振興課との連携を深め、農地等の利用の最適化の推進に関する指針における目標時期である9年4月の目標達成に向けて取り組まれない。

（＊）遊休農地

- ・1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない。
 - ・周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている。
- （農林水産省ホームページより抜粋）

B 改善措置状況（報告者記入欄）

農業委員が活動する最適化活動の目標を月8回にし、今まで以上に委員が主体的に最適化活動に取り組むことにしています。

具体的には、農業委員が担当区域の農地の見回り等を行うことにより遊休農地の減少につながるものと考えます。

また、新規就農者や経営の拡大をめざす農業者に農地をあっせんできるように、市と連携し、農家の方々に農地バンク制度を周知するなど、農地バンク制度への理解を深めるための広報活動をしています。

獣害被害による営農意欲の減退や離農の増加なども課題であり、農業委員会のみで解決できる部分は限られているため、市と連携しながら今後も課題解決に取り組んでいきます。

2 遊休農地の解消に向けた取組について**A 改善要望事項**

令和2年度以降の当市における遊休農地の割合及び新規就農者の状況について確認したところ下表の回答を得た。

年度ごとの遊休農地の割合及び新規就農者数の推移

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
管内農地面積(ha)	184.28	179.40	176.71	170.40
遊休農地面積(ha)	4.65	11.25	11.04	10.39
遊休農地(%)	2.52	6.27	6.25	6.10
新規就農者(経営体)	1	2	6	4

※遊休農地は、川西市農地台帳管内農地面積から割合を算出している。

※毎年度12月1日現在の数値を表示している。(新規就農者(経営体)を除く。)

事務局では意欲のある新たな担い手の確保をめざし、ホームページへの掲載や農家及び遊休農地所有者に対するチラシの配布等を通じ農地バンク制度をPRし、あつせんできる農地の確保に努めているものの、近年、農地バンク登録数が減少し、農家と新規就農者のマッチングが難しくなっていることから、農地の確保に向けたさらなる取組が必要であると課題認識している。

また、市産業振興課と連携し、農業担い手づくり事業の参加者向けに就農に関する講習会や就農者による体験談を聴講することができる場の提供、新規就農の要件が緩やかな市民ファーマー制度の実施や、新規就農希望者の支援に向けてJAやひょうご就農支援センター等の関係機関と連携を行っている。

今後も市産業振興課や関係団体等と連携し、新規就農者の確保、遊休地の解消に向けて取り組み、5年度に定めた農地等の利用の最適化の推進に関する指針に掲げる目標の達成を図りたい。

なお、3年度に遊休農地の割合が増加したことについて、事務局に確認したところ、農業委員の改選により、農地の利用状況調査（以下「農地パトロール」という。）を実施する委員が代わったため、遊休農地と判断された農地が増えたとのことだった。

本来、農地パトロールは一定の基準により行われ、委員の判断基準の差が原因で遊休農地の割合に変化が生じることは、避けなければならない。事務局では農地パトロールの実施前において、農業委員に対しマニュアルや遊休農地の写真を示したうえで説明を行っているが、判断基準の統一に向けて引き続き取り組まれない。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

委員によって遊休農地の判断基準が異なることのないよう、特に委員が改選される際には、マニュアルに基づき遊休農地の判断基準に関する研修を実施し、一定の基準に基づいた公正な判断が行えるように取組んでいきます。